

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター附属高崎看護学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター附属高崎看護学校同窓会と称する

第2条 本会は母校と連絡を密にして、会員相互の親睦を深め修養を図ることを目的とする

第3条 本会の事務局を学校内におき、同窓会顧問を副学校長とする

第2章 会員

第4条 本会は独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター附属高崎看護学校の卒業生をもって組織する

第3章 役員

第5条 本会の役員および任務は下記のようにする

1. 会長1名 会務を統括する
2. 副会長1名 会長を補佐し、会長に事故あるいはやむを得ない事情がある時はその代理をする
3. 書記2名 庶務を掌る
4. 会計2名 本会の会計を掌る
5. 幹事各期2名 各期の連絡係とする

第6条 役員の下任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

第7条 役員の下任期途中で役員を継続できない理由が生じた場合は、役員の下承認を得て下任期途中で交代を可能とする

第4章 会議

第8条 本会議を下記の通り行う

1. 定例総会 2年に1回10月原則第4土曜日に開催する
2. 臨時総会 会長が必要と認めた場合、又は会長の下要求があった場合は、役員の下承認を得て行う
3. 幹事連絡会議 本会の運営を図るため1回/年開催する
4. 役員会 本会の運営を図るため、適宜開催する

第9条 総会は下記の事項を協議する

1. 会務、会計報告
2. 会計監査報告
3. 会則審議
4. 役員改選

第10条 幹事連絡会議では下記の事項を協議する

1. 総会の運用
2. 講演会の運用
3. 記念誌の発行
4. 会員の動向確認
5. その他

第11条 役員会では下記の事項を協議する

1. 予算、決算に関すること
2. 総会に提出すること
3. その他

第12条 総会の開催は議長の下権限に委任し、議長はその都度選出する

第13条 会議の議事は、多数決をもって決とする。可否同数の時は、議長が決する
ただし、規約の改正は出席者の3分の2以上の議決とする。決定に関しては議長に委任する

第5章 会計

第14条 本会の会費は永久会費として、入会金1万円納入する

第15条 本会の会計は、10月1日に始まり、9月30日に終了する

第16条 役員が本会の用務で出張した場合は、半額を給する

第6章 慶弔規約

第17条 慶弔規約を以下に定める

1. 会員の死亡時(連絡を受けた場合)：弔電（3千円以内）
2. 学校長、副学校長、教育主事弔事：盛花（2万円以内）
3. 例外として、長年講師として携わった方、学校に貢献された方の弔電：盛花
4. 退官や叙勲等のお祝いはいしない

第7章 個人情報保護

第18条 高崎総合医療センター附属高崎看護学校同窓会名簿において、個人情報 は総会や記念式典の告知・郵送以外には使用しない

第8章 会則改定

第19条 会則の改定は総会の議決による

附側

この会則は昭和49年4月28日より施行する

附則

この会則は昭和55年2月21日より施行する

附則

この会則は昭和60年10月13日より施行する

附則

この会則は平成3年11月23日より施行する

附則

この会則は平成16年10月17日より施行する

附則

この会則は平成22年10月2日より施行する

附則

この会則は平成24年10月27日より施行する

附則

この会則は平成28年10月29日より施行する

附則

この会則は平成30年4月14日より施行する